平成２２年（フ）第４６５号
青森県むつ市大畑町兎沢205番地７
債務者　木島　明莉
1　決定年月日時　平成22年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月15日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４８０号
青森県上北郡野辺地町字助佐小路14番地９
債務者　寺澤　友秋
1　決定年月日時　平成22年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月15日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１１９６号
東京都小平市喜平町３丁目２番４―210号
債務者　佐幸　太紀
1　決定年月日時　平成22年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月９日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第５４６号
静岡県浜松市浜北区内野台１丁目１番10号
債務者　細井実津子
1　決定年月日時　平成22年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月10日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第５４７号
静岡県浜松市北区引佐町井伊谷800番地の37
債務者　藏脇　泰世
1　決定年月日時　平成22年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月10日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２０年（フ）第２７８号
長崎県佐世保市本島町４番20号　ハーモニービル304号、旧住所長崎県佐世保市下京町10番６号　太陽アネックスビル301号
債務者　尾形　信哉
1　決定年月日時　平成22年９月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月３日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２２年（フ）第１４０号
沖縄県宜野湾市赤道１丁目４番29―201号
コーポ喜屋武Ⅲ
債務者　外間　清一
1　決定年月日時　平成22年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月15日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２２年（フ）第１４１号
沖縄県宜野湾市赤道１丁目４番29―201号
コーポ喜屋武Ⅲ
債務者　外間　千章
1　決定年月日時　平成22年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月15日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２２年（フ）第１６２号
沖縄県うるま市石川曙２丁目16番19号
債務者　湧川かをる
1　決定年月日時　平成22年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月15日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２２年（フ）第１２３６号
東京都羽村市五ノ神２丁目８番地31
債務者　酒井　妙子
1　決定年月日時　平成22年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月24日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

破産手続廃止

平成２２年（フ）第７１８号
東京都江戸川区松江６丁目６番16号
破産者　株式会社一巧
1　決定年月日　平成22年９月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第７１９号
千葉県市川市南行徳１丁目13番15―306号
レジデンス富美浜
破産者　小林　泰子
1　決定年月日　平成22年９月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第７２０号
千葉県市川市南行徳１丁目13番15―306号
レジデンス富美浜
破産者　小林　　明
1　決定年月日　平成22年９月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第７４４号
千葉市中央区生実町1424番地
破産者　秦栄建設株式会社
1　決定年月日　平成22年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第８３４号
千葉県銚子市豊里台１丁目1044番地の124
破産者　松崎　典子
1　決定年月日　平成22年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第２９９号
千葉県船橋市松が丘１丁目21番１号
破産者　西原　典彦
1　決定年月日　平成22年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第７３６号
千葉県市川市大洲３丁目16番13―302号　エステート市川大洲
破産者　越川伸一郎
1　決定年月日　平成22年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第７５１号
千葉市若葉区殿台町256番地１
破産者　伊藤　將之
1　決定年月日　平成22年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係